

解雇理由にならぬ

福岡地裁 三名の仮処分決定

に下りますヨ。

喜びの浜田さん

「理由にならない」
三池闘争中、会社の労作に對して抗議したこと等をチヤーあげられ、昭和三十六年十二月十一日付で不当解雇を強行されていた甲斐さん(四十二才)、船順二さん(五十四才)、浜田義秋さん(四十九才)はいずれも四山支部一らが同年十一月二十日に福岡地方裁判所に申請していた「地位保全の仮処分(解雇無効の訴え)」に対して、裁判所は「三井鉱山が強行した解雇は理由がなく行きすぎである」として、甲斐さん、船順さん、浜田さんの三名に判決を下した。

甲斐さんは三池闘争中の昭和三十五年六月、緑ヶ丘田吹町で闘争のスクランムから脱落した新労組を説得していたのを警察から「脅迫、つるし上げた」として「解雇は無効である」との判決を下した。

甲斐さんは三池闘争中の

昭和三十五年六月、緑ヶ丘田吹町

で闘争のスクランムから脱落した新

労組を説得していたのを

警察

から「脅迫、つるし上げた」として「解雇は無効である」との

判決を下した。

甲斐さんは三池闘争中の